

社会福祉法人みその会 役員報酬細則

第1章 総則

第1条 評議員及び理事、監事、評議員選任・解任委員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償並びに支給方法はこの細則の定めるところによる。

第2章 報酬及び費用弁償

第2条 役員の報酬及び費用弁償額は、次のとおりとする。

理事長	年額	50,000円
会計責任者	年額	10,000円
評議員	1回	3,000円
理事	1回	3,000円
監事	1回	3,000円
評議員選任・解任委員	1回	3,000円

第3条 報酬の支給日は、1年間を前期・後期と分けて支給する。ただし任期中途に於いて、辞任または、新たに就任した者の報酬は、報酬年額を12で除し就任月数で乗じた額とする。

第4条 報酬額は在任期間により月割計算で支給する。

第5条 役員が公務により出張したときは、職員に対する支給の例による。

附 則

この細則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。（評議員会設置に伴う一部改正）